

# CAPITAL MARKETS LEGAL UPDATE

## CONTENTS

- 1 2013年税制改正
- 2 改正法案の内容
- 3 証券税制に関するその他のトピック
- 4 施行時期

## 証券税制改正案(2013年)の概要

弁護士 船越 輝 | 弁護士 吉田菜摘子

2013年度の税制改正に関する法案が3月1日に国会に提出され、審議が行われている。今次の改正には、証券税制の大幅な見直しが含まれており、キャピタル・マーケットの実務への影響が見込まれるため、その概要を紹介する。

なお、本ニュースレターは上記の法案およびその要綱の内容に基づいており、今後成立する改正法令においては異なる内容が定められる可能性があることに留意されたい。

### 1 2013年税制改正

今次の税制改正に関する「所得税法等の一部を改正する法律案」(以下「改正法案」という。)は、本年1月29日に閣議決定された「平成25年度税制改正の大綱」に基づいて作成され、3月1日に国会に提出された。この改正では、金融所得課税の一体化を進める観点から、公社債等および株式等に関する所得課税が大幅に見直される予定である。

なお、下記2の(1)ないし(3)の改正内容は、改正法施行後直ちには適用されず、2016年1月1日以降の課税に関して適用されることに注意を要する。

### 2 改正法案の内容

公社債等および株式等に関する日本の居住者への所得課税に係る主要な改正内容は、以下のとおりである。

#### (1) 公社債等の課税方式

特定公社債(注)、公募公社債投資信託の受益権、証券投資信託以外の公募投資信託の受益権等(以下「特定公社債等」という。)に関する課税について、以下の改正が行われる。

##### ① 利子所得等

特定公社債等の利子等については、15.315%源泉分離課税の対象から除外され、15.315%の税率による申告分離課税の対象とされる。申告不要制度の利用も可能である。

## ② 譲渡所得等

特定公社債等の譲渡所得等については、譲渡所得(現在は非課税)、償還または一部解約等による支払(現在は総合課税)ともに、15.315%の税率による申告分離課税の対象とされる。

## ③ 損益通算

上場株式等の譲渡所得等および配当所得等と、特定公社債等の譲渡所得等および利子所得等との間の損益通算が可能となる。損失については、3年間の繰越控除が可能である。

特定公社債以外の公社債、私募公社債投資信託の受益権、証券投資信託以外の私募投資信託の受益権等(以下「一般公社債等」という。)については、利子等の源泉分離課税は維持されるが、譲渡所得等への課税については特定公社債等と同様に、15.315%の税率による申告分離課税の対象になる。

以上をまとめると、日本の居住者への公社債等に関する課税の概要は、以下のとおりである。

	現在	改正後(2016年1月1日以降)	
		特定公社債等	一般公社債等
利子所得等	20.315% (所得税 15.315%、 住民税 5%) 源泉分離課税	原則 20.315% (所得税 15.315%、住民 税 5%) 申告分離課税  申告不要制度の利用も 可能	20.315% (所得税 15.315%、住民 税 5%) 源泉分離課税
譲渡所得等	譲渡所得は非課税、 償還、一部解約等は 雑所得として総合課 税	20.315% (所得税 15.315%、住民 税 5%) 申告分離課税	同左
損益通算	—	譲渡所得等および利子 所得等について、上場株 式等の譲渡所得等およ び配当所得等との損益 通算可能	—

(注)「特定公社債」には、国債および地方債(外国のものを含む。)、公募公社債、上場公社債、発行日前6月以内に有価証券報告書等を提出している法人が発行する社債、国外発行の売出し公社債、銀行、金融商品取引業者等が発行する社債ならびに2015年12月31日以前に発行された公社債等が含まれる。

## (2) 割引債の課税方式

割引債の償還による所得について、発行時の源泉徴収(18.378%)に代えて、公社債の譲渡所得等として申告分離課税の対象とされ、償還時にみなし割引率を用いて計算した差益金額に対して源泉徴収(15.315%)がなされる。

但し、2015年12月31日以前に発行された割引債で発行時に償還差益に係る源泉徴収が行われたものについては、償還時は非課税とされる。

以上をまとめると、日本の居住者への割引債の償還差益に関する課税の概要は、以下のとおりである。

	現在	改正後(2016年1月1日以降)
割引債の償還差益	発行時 18.378%の源泉徴収 源泉分離課税  償還時 源泉徴収なし(非課税)	発行時 源泉徴収なし(非課税)  償還時 差益金額に対して、20.315%(所得税 15.315%、住民税 5%)の源泉徴収 申告分離課税

### (3) 株式等の譲渡所得等の分離課税

株式等に係る譲渡所得等の分離課税について、上場株式等に係る譲渡所得等と一般株式等に係る譲渡所得等を別々の分離課税制度とした上で、(イ)特定公社債等および上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税(損益通算可)と(ロ)一般公社債等および一般株式等に係る譲渡所得等の分離課税(損益通算不可)に改組される。

### (4) 上場株式等の配当所得および譲渡所得等に係る軽減税率の廃止

上場株式等の配当所得および譲渡所得等に係る 10.147%の軽減税率(所得税 7.147%、住民税 3%)は 2013 年 12 月 31 日をもって廃止され、2014 年 1 月 1 日以降に適用される税率は、20.315%(所得税 15.315%、住民税 5%)となる。

### (5) 振替公社債等の利子等の非課税制度の恒久化

非居住者が受ける振替公社債等の利子等の非課税制度(現在は 2013 年 3 月 31 日までに発行されたものが対象)につき、適用期限を撤廃する。

### (6) 少額投資非課税制度の拡充

2014 年 1 月 1 日から導入される上場株式等に係る少額投資非課税制度(いわゆる日本版 ISA)について、制度の拡充が行われる。主な内容は次のとおりである。

- ・非課税口座を開設することができる期間は、2014 年 1 月 1 日から 2023 年 12 月 31 日までの 10 年間となる(改正前は、2014 年 1 月 1 日から 2016 年 12 月 31 日までの 3 年間)。但し、非課税期間は 5 年間とされる。
- ・ある年における最大非課税投資総額が 500 万円となる(改正前は 300 万円)。
- ・非課税口座を 1 人 1 口座とし、毎年新たな口座を開設する必要がなくなる。

### 3 証券税制に関するその他のトピック

改正法案以外の証券税制に関する近時のトピックとしては、以下が挙げられる。

#### (1) 復興特別所得税の施行

「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」が施行され、2013年1月1日から2037年12月31日までの間に生ずる所得について、所得税額に2.1%を乗じた金額の復興特別所得税が課される。なお、上記2に記載した所得税の税率は、復興特別所得税を含む税率である。

#### (2) 日米租税条約の改正

2013年1月25日、日本国政府とアメリカ合衆国政府は、日米租税条約を改正する議定書に署名した。証券税制に関連する改正点としては、10%の源泉課税がなされていた利子の源泉地国課税(金融機関等の受取利子のみ免税)が、原則として免除となることが挙げられる。但し、売上、収入、利益等に連動する利子に対しては、10%の源泉課税がなされる。

改正議定書は両国間で批准されておらず、改正後の条約の適用開始時期は未定である。

### 4 施行時期

昨年12月に衆議院議員選挙が行われた影響で、本年の税制改正に係る大綱の閣議決定および法案提出の時期は例年に比べて1ヶ月程度遅くなっているものの、改正法は例年通り4月1日に施行される予定である。なお、既に述べたとおり、上記2の(1)ないし(3)の改正内容は、2016年1月1日以降の課税に関して適用される。

□ 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、当事務所の船越 輝([kagayaki.funakoshi@amt-law.com](mailto:kagayaki.funakoshi@amt-law.com))または吉田菜摘子([natsuko.yoshida@amt-law.com](mailto:natsuko.yoshida@amt-law.com))までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。

□ Capital Markets Legal Update  
担当パートナー： 多賀大輔、広瀬卓生、吉井一浩  
本ニュースレターの配信またはその停止をご希望の場合には、お手数ですが、[cm-newsletter@amt-law.com](mailto:cm-newsletter@amt-law.com)までご連絡下さいますようお願い申し上げます。

□ 本ニュースレターのバックナンバーは、  
<http://www.amt-law.com/bulletins10.html>  
にてご覧いただけます。



## CONTACT INFORMATION

### アンダーソン・毛利・友常法律事務所

〒106-6036

東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号  
泉ガーデンタワー38 階(総合受付)

Tel: 03-6888-1000 (代表)

Email: [inquiry@amt-law.com](mailto:inquiry@amt-law.com)

URL: <http://www.amt-law.com/>